

住宅瑕疵担保履行法に基づく

基準日届出システムの試行開始のご案内

～ オンラインで届出手続が完結できるようになります ～

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）に基づく「基準日届出」について、令和4年3月31日基準日から、オンラインで行政庁への届出を行うことができるシステムを試行的にリリースいたします。

※従来どおり、紙での届出についても受け付けます。

✓対象事業者

地方整備局等に届出を行う事業者（大臣許可・免許）のうち、**保険のみ**で資力確保措置を行う者

※都道府県へ届出を行う事業者（知事許可・免許）、供託で資力確保措置を行う事業者は今回の試行の対象外です

✓試行時期

令和4年4月1日よりシステムの試行運用を開始します

※システムURLは、4月1日に国交省HP（住宅瑕疵担保制度ポータルサイト内）に掲載いたします

✓利用条件

システムの利用には、**gBizIDプライム**のアカウントが必要です

※アカウント取得には、一定の期間が必要です。事前の取得をおすすめします。詳細は、下記サイトをご参照ください。

▷gBizID ホームページのURL (<https://gbiz-id.go.jp/top/>)

なお、gBizIDエントリーでは、本システムの利用ができませんのでご注意ください。

※gBizIDとは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより利用することのできる認証システムで、デジタル庁が運用しています。gBizIDに関するお問合せは、国土交通省や地方整備局等ではお答えしかねますので、上記URLに記載のお問合せ先へお願いいたします。

紙による届出

届出書や一覧表を作成・印刷し、郵送で行政庁へ提出

システムによる届出

届出情報はシステム上で入力、一覧表もシステムでアップロード届出状況や審査状況がシステム上で確認可能となります

※システム画面は開発中のイメージです

